

## 「部局運営方針等」に関するアンケート

SC1  
必須

あなたのお住まいのエリアを教えてください。

- |                              |                                |                                |                                    |
|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 1.大阪市  | <input type="radio"/> 12.茨木市   | <input type="radio"/> 23.羽曳野市  | <input type="radio"/> 34.三島郡島本町    |
| <input type="radio"/> 2.堺市   | <input type="radio"/> 13.八尾市   | <input type="radio"/> 24.門真市   | <input type="radio"/> 35.豊能郡豊能町    |
| <input type="radio"/> 3.岸和田市 | <input type="radio"/> 14.泉佐野市  | <input type="radio"/> 25.摂津市   | <input type="radio"/> 36.豊能郡能勢町    |
| <input type="radio"/> 4.豊中市  | <input type="radio"/> 15.富田林市  | <input type="radio"/> 26.高石市   | <input type="radio"/> 37.泉北郡忠岡町    |
| <input type="radio"/> 5.池田市  | <input type="radio"/> 16.寝屋川市  | <input type="radio"/> 27.藤井寺市  | <input type="radio"/> 38.泉南郡熊取町    |
| <input type="radio"/> 6.吹田市  | <input type="radio"/> 17.河内長野市 | <input type="radio"/> 28.東大阪市  | <input type="radio"/> 39.泉南郡田尻町    |
| <input type="radio"/> 7.泉大津市 | <input type="radio"/> 18.松原市   | <input type="radio"/> 29.泉南市   | <input type="radio"/> 40.泉南郡岬町     |
| <input type="radio"/> 8.高槻市  | <input type="radio"/> 19.大東市   | <input type="radio"/> 30.四條畷市  | <input type="radio"/> 41.南河内郡太子町   |
| <input type="radio"/> 9.貝塚市  | <input type="radio"/> 20.和泉市   | <input type="radio"/> 31.交野市   | <input type="radio"/> 42.南河内郡河南町   |
| <input type="radio"/> 10.守口市 | <input type="radio"/> 21.箕面市   | <input type="radio"/> 32.大阪狭山市 | <input type="radio"/> 43.南河内郡千早赤阪村 |
| <input type="radio"/> 11.枚方市 | <input type="radio"/> 22.柏原市   | <input type="radio"/> 33.阪南市   | <input type="radio"/> 44.その他       |

### ■はじめに、児童虐待の防止についてお伺いします。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、18歳未満の者を児童とし、保護者が児童に対して行う主に次のような行為を「児童虐待」と定義しています。

- ・身体への暴行
- ・児童へのわいせつ行為と、わいせつ行為をさせること
- ・心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置
- ・著しい暴言・拒絶的反応・配偶者への暴力を見せるなど著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・保護者以外の同居人による前記の行為と同様の行為を放置すること など

Q1  
必須

児童虐待等の連絡先として「児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）」が設定されており、平成27年7月1日からは、虐待かもと思った時などに、すぐに通告・相談ができるように「189（いちはやく）」になりました。あなたはこの3桁の番号を知っていましたか。

- |   |
|---|
| <input type="radio"/> 1.全国共通ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知っていた        |
| <input type="radio"/> 2.全国共通ダイヤルがあることは知っていたが、それが「189」であることは知らなかった |
| <input type="radio"/> 3.全国共通ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知らなかった       |

**Q2 必須** 児童虐待を受けたと思われる児童を見つけた人は、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、速やかに福祉事務所又は児童相談所等に通告しなければならない義務があります。あなたは、このことを知っていましたか。

- 1.知っていた
- 2.知らなかった

■次に、障がいに対する理解についてお伺いします。

**Q3 必須** 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組みを求めています。あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。

- 1.法の内容を含め知っている
- 2.法の内容は知らないが、法があることは知っている
- 3.知らない

**Q4 必須** 障がいのある人が、ない人と同じように生活できるようにするためには、例えば、段差がある場合に、車いすの方にキャスター上げの補助をする、筆談・読み上げ等で情報を提供したりするなどの様々な配慮や工夫（合理的配慮）が必要です。あなたは、過大な負担となる場合を除き、例のような配慮や工夫を行わないことは、「障がいを理由とする差別」にあたると思いますか。

- 1.差別にあたると思う
- 2.どちらかと言えば差別にあたると思う
- 3.どちらとも言えない
- 4.どちらかと言えば差別にあたると思わない
- 5.差別にあたると思わない

**Q5 必須** 障がいのある方や妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方にそれを知らせる「ヘルプマーク」について、大阪府及び市区町村では平成29年6月から配布を開始しました。あなたはこの「ヘルプマーク」を知っていますか。下記ホームページをご覧のうえ、ご回答ください。

ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/helpmark/index.html>

※上記のURLを必ずクリックしてからお答えください。

- 1.マークも意味も知っている
- 2.マークを見たり聞いたりしたことはあるが、意味は知らない
- 3.知らない

**Q6 必須** ■前問で「マークも意味も知っている」、「マークを見たり聞いたりしたことはあるが、意味は知らない」と回答された方にお伺いします■

あなたは、このヘルプマークについて、何で知りましたか。次の中から当てはまるものをすべて選択してください。(いくつでも)

- 1.街中で付けている人を見かけた
- 2.ポスターやチラシ、自治体の広報紙・ホームページなど
- 3.テレビや新聞、ラジオ、インターネットなど
- 4.イベント
- 5.周囲の人から教えてもらった
- 6.その他：
- 7.わからない、覚えていない

■次に、障がい者スポーツについてお伺いします。

Q7 必須 「障がい者スポーツ」と聞いてどのような活動内容をイメージしますか。  
あなたのイメージに最も当てはまるものを一つ選択してください。

- 1.パラリンピック等の競技スポーツ
- 2.余暇活動・レクリエーションとしてのスポーツ
- 3.リハビリテーションの一環としてのスポーツ
- 4.上記に当てはまるものはない、特にイメージはない

Q8 必須 あなたは、障がい者スポーツを応援したいと思いますか。  
また、応援したいと思う方は、どのような形で応援したいと思いますか。  
当てはまるものをすべて選択してください。  
(いくつでも)

応援したいと思う

- 1.自分も障がい者スポーツにプレイヤーとして参加したい
- 2.障がい者スポーツにボランティアとして参加したい
- 3.SNSなどでの情報発信・拡散に協力したい
- 4.障がい者スポーツの振興のために寄附をしたい
- 5.障がい者スポーツを競技会場で観戦したい
- 6.障がい者スポーツをテレビ等で観戦したい
- 7.その他：

応援したいと思わない

- 8.応援したいと思わない

**Q9** ■前問で「応援したいと思わない」と回答された方にお伺いします■  
**必須**

その理由は何ですか。  
当てはまるものをすべて選択してください。  
(いくつでも)

- 1.どのような競技があるか分からない
- 2.ルールが分からない
- 3.応援するきっかけ・場所がない
- 4.あまり興味がない
- 5.その他：
- 6.特に理由はない、何となく

**■次に、民生委員・児童委員についてお伺いします。**

**Q10** ■あなたは、民生委員・児童委員の制度や活動内容についてどの程度知っていますか。  
**必須**

- 1.制度も活動内容もよく知っている
- 2.制度は知っているが、活動内容はよく知らない
- 3.制度はよく知らないが、活動内容は知っている
- 4.名称は聞いたことがあるが、制度や活動内容はよく知らない
- 5.何も知らない

**Q11** ■前問で、「知っている」、「聞いたことがある」と回答された方にお伺いします■  
**必須**

あなたは、民生委員・児童委員に対してどのようなイメージをお持ちですか。  
次の中から一番近いものを一つだけ選んでください。

- 1.いつでも気軽に地域住民の相談に乗ってくれる心強い存在
- 2.地域の高齢者や子育て世代のための支援活動を行っている頼もしい存在
- 3.気軽に相談しにくい、敷居の高い存在
- 4.プライバシーが守られているか心配
- 5.生活に課題を抱える時に相談する、自分からは遠い存在
- 6.その他：
- 7.特にイメージはない

**Q12** あなたは、ご自身がお住まいの地区の民生委員・児童委員が誰であるか知っていますか。  
**必須**

- 1.地区を担当する民生委員・児童委員が誰かを知っている
- 2.地区内に「民生委員・児童委員」の看板を掲げた家があるのは知っている
- 3.知らない

**Q13** 大阪府では、大学生が民生委員・児童委員活動を学び、体験するインターンシップ事業を、市町村や大学と連携して実施しています。  
あなたは、このことを知っていますか。  
**必須**

- 1.よく知っている
- 2.よくは知らないが、聞いたことはある
- 3.まったく知らない

**民生委員・児童委員とは：**

- ・民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（任期3年で、再任可）であり、児童福祉法に基づく「児童委員」も兼ねています（全国：約23万人、大阪府：約1万3千人）。
- ・給与はなく無報酬のボランティアとして活動しています。
- ・地域住民（高齢者・子育て世帯等）の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政・専門機関をつなぐパイプ役を担っています。

**Q14**  
**必須**

あなたは、民生委員・児童委員をお願いされた場合、引き受けますか。

- 1.引き受けてもいい
- 2.どちらかと言えば引き受けてもいい
- 3.どちらとも言えない
- 4.どちらかと言えば引き受けたくない
- 5.引き受けたくない

**Q15**  
**必須**

あなたのご家庭における家族構成について教えてください。  
(いくつでも)

- 1.小学校就学前の子どもがいる
- 2.小学生の子どもがいる
- 3.中学生の子どもがいる
- 4.中学生以下の子どもはいない